

提案第14号

生活保護事業の取扱いについて

生活保護事業については、新市の福祉事務所において実施するものとする。

稲沢市・祖父江町・平和町合併協議会の調整内容（案）

協定項目	25 - 13 生活保護事業の取扱い
調整の内容	生活保護事業については、新市の福祉事務所において実施するものとする。

【提案理由】

生活保護事業は国の制度であり、新市の福祉事務所が、祖父江町域及び平和町域の事務を引き継ぐこととなるためである。

【法令・取扱通知等】

社会福祉法（昭和26年法律第45号）

（設置）

第14条 都道府県及び市（特別区を含む。以下同じ。）は、条例で、福祉に関する事務所を設置しなければならない。

2 都道府県及び市は、その区域（都道府県にあっては、市及び福祉に関する事務所を設ける町村の区域を除く。）をいずれかの福祉に関する事務所の所管区域としなければならない。

3～5 省略

6 市町村（特別区を含む。以下同じ。）の設定する福祉に関する事務所は、生活保護法、児童福祉法、母子及び寡婦福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法及び知的障害者福祉法に定める援護、育成又は更生の措置に関する事務のうち市町村が処理することとされているもの（政令で定めるものを除く。）をつかさどるところとする。

生活保護法（昭和25年法律第144号）

（実施機関）

第19条 都道府県知事、市長及び社会福祉法（昭和26年法律第45号）に規定する福祉に関する事務所（以下「福祉事務所」という。）を管理する町村長は、次に掲げる者に対して、この法律の定めるところにより、保護を決定し、かつ、実施しなければならない。

1．その管理に属する福祉事務所の所管区域内に居住地を有する要保護者

2．居住地がないか、又は明らかでない要保護者であって、その管理に属する福祉事務所の所管区域内に現在地を有するもの

（市町村の支弁）

第70条 市町村は、次に掲げる費用を支弁しなければならない。

1．その長が第19条第1項の規定により行う保護（同条第5項の規定により委託を受けて行う保護を含む。）に関する左に掲げる費用

イ 保護の実施に要する費用（以下「保護費」という。）

ロ 第30条第1項ただし書、第33条第2項又は第36条第2項の規定により被保護者を保護施設に入所させ、若しくは入所を委託し、又は保護施設を利用させ、若しくは保護施設にこれを委託する場合に、これに伴い必要な保護施設の事務費（以下「保護施設事務費」という。）

ハ 第30条第1項ただし書の規定により被保護者を適当な施設に入所させ、若しくはその入所を適当な施設に委託し、又は私人の家庭に養護を委託する場合に、これに伴い必要な事務費（以下「委託事務費」という。）

2. その長の管理に属する福祉事務所の所管区域内に居住地を有する者に対して、都道府県知事又は他の市町村長が第19条第2項の規定により行う保護（同条第5項の規定により委託を受けて行う保護を含む。）に関する保護費、保護施設事務費及び委託事務費

3. その長の管理に属する福祉事務所の所管区域内に居住地を有する者に対して、他の町村長が第19条第6項の規定により行う保護に関する保護費、保護施設事務費及び委託事務費

4. その設置する保護施設の設備に要する費用（以下「設備費」という。）

5. この法律の施行に伴い必要なその人件費

6. この法律の施行に伴い必要なその事務費（以下「行政事務費」という。）

（国の負担及び補助）

第75条 国は、政令の定めるところにより、次に掲げる費用を負担しなければならない。

1. 市町村及び都道府県が支弁した保護費、保護施設事務費及び委託事務費の4分の3

2. 市町村及び都道府県が支弁した保護施設の設備費の2分の1

【現況】

項目	稲沢市	祖父江町	平和町	調整方針
生活保護事業	実施機関：稲沢市福祉事務所（福祉課）	実施機関：愛知県尾張福祉事務所（健康福祉課）	実施機関：愛知県尾張福祉事務所（健康福祉課）	新市の福祉事務所において実施するものとする。
	1．級地区分 3級地の1	1．級地区分 3級地の1	1．級地区分 3級地の1	
	2．保護率 1.87%	2．保護率 0.43%	2．保護率 0.62%	
	3．被保護世帯数 140世帯	3．被保護世帯数 29世帯	3．被保護世帯数 25世帯	
	4．被保護人員 189人	4．被保護人員 34人	4．被保護人員 25人	

【先進事例】

新設合併	西東京市 (13.1.21)	生活保護法に関することは、国制度のため現行のまま新市に引き継ぐ。
	宗像市 (15.4.1)	生活保護事業については、国・県の福祉制度に基づき、新市において実施する。 法外保護費については、制度の基本的な在り方の見直しを含め、合併までに調整する。
	吉野川市 (15.10.27)	国及び県が定める制度に基づく事業については、現行の実施方法を基準に新市において実施する。
編入合併	田原市 (15.8.20)	生活保護に関する各種事務事業については、新市で設置する福祉事務所において実施するものとする。